



(様式第8号 裏面)

妊婦健康診査に要した費用助成上限額

		令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日
健診の種類	受診票の番号	上限額	上限額
健診Ⅰ	①	18,860円	18,870円
健診Ⅱ	③⑤⑪⑬⑭	5,080円	5,060円
健診Ⅲ	⑧	8,490円	8,440円
健診Ⅳ	②④⑨	9,860円	9,840円
健診Ⅴ	⑦	8,860円	8,890円
健診Ⅵ	⑩	8,880円	8,760円
健診Ⅶ	⑫	11,720円	11,670円
健診Ⅷ	⑥	8,510円	7,720円

注意 助産所においては診察(血圧・体重測定)・保健指導と尿検査にかかる費用を対象とし、費用助成は5,080円を上限とします。

健診Ⅸ (多胎妊娠用)	多①②③④⑤	5,000円	5,000円
----------------	--------	--------	--------